



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エス・ビー
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 高 広
(コード番号：3480 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営財務本部長 大仲 賢一
(TEL. 075-341-2728)

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、2025年1月14日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」において公表しましたとおり、特別調査委員会の調査結果及び提言を踏まえた再発防止策を策定いたしました。現時点までの進捗状況につき、下記のとおりご報告いたします。

記

【再発防止策の進捗状況（概要）】

I. 風土・文化について

1. 支配的株主との適正な距離の確保

2024 年 12 月 31 日をもって支配的株主は相談役を退任済みであり、当社内においては禁止事項及び支配的株主との間の対話ルールを規程化し運用しております。また現任の常勤取締役はそれぞれ、取締役会へ、これらの事項を遵守する旨の誓約書を提出しております。IR・SR を目的とする常勤取締役と支配的株主との面談の際は、社外役員が同席するとともに、取締役会に報告がなされております。

II. 組織と体制について

1. ガバナンス機能の一層の向上

指名委員会及び報酬委員会を統合し「指名・報酬委員会」とし、委員長を含む社外役員 5 名及び常勤取締役 1 名の計 6 名の構成にて、四半期に一度の定期開催を行っております。

後継者計画の策定及び役員報酬制度の見直しについては、現在、再発防止推進プロジェクト内で外部機関の支援も受けつつ取り組んでおり、指名・報酬委員会においてもその進捗等が共有されております。指名・報酬委員会の外部評価については、取締役会の実効性評価とあわせ現在実施中であり、評価結果を取りまとめ後、その内容を当社ホームページにて公表予定です。

コンプライアンス委員会については、常任メンバーに、外部専門家（弁護士）を加え運用を行っております。また、内部通報窓口である「ジェイ・エス・ビー ホットライン」をより効果的に運用するため、従来の窓口であったコンプライアンス委員会に加えて、監査役室窓口及び社外役員窓口を新設いたしました。加えてお取引先様等の外部からの通報制度についても、当社ホームページ上に通報窓口を設けました。これらの窓口で受け付けた事案については、その内容の重大さに応じて、当社から独立し、かつ十分な調査が可能となる体制を確保することをそれぞれの社内規程において明確化しました。

常勤取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識調査は、現在、順次実施中であります。

尚、この度の事案が発生した部署である秘書室は廃止し、引き続き存続させるべき機能については、その内容に応じ他の各部門に移管いたしました。また常勤取締役の部長職兼務は解消し、内部統制システム基本方針においても兼務禁止を明確化いたしました。

業務の属人化防止については、2025 年 6 月に全社的な人事異動を行っており、引き続き不正リスク抑制及び人材育成のため、特定の従業員に業務が偏らない体制整備を進めてまいります。

2. 取締役会の機能の強化

現状で取締役会は社外取締役が過半を占めており、また、社外役員の任期を最長 8 年とすることを含み、社外役員の独立性基準を設定いたしました。社外役員に対するサポート体制強化、議案の早期共有と重要性等に応じた事前説明を行うとともに、取締役会議長については、2025 年 8 月度の取締役会より、社外取締役が務めております。

各役員の自己評価を含むアンケートを含めた取締役会の実効性評価については、現在実施中であり、その評価結果を取りまとめ後、当社ホームページにて公表予定です。

尚、従前は取締役が兼務することが多かった本部長職は執行役員が担うことで、業務執行を執行役員に委ね、取締役は経営と監督に注力する体制をとっております。

3. 東証プライム上場企業の取締役としてのコンプライアンス意識の向上

四半期に一度、社外役員間の情報交換・認識共有を図るための社外役員連絡会を開催するとともに、常勤取締役と社外取締役・監査役会が緊密に連携できるよう、取締役会以外に、常勤取締役と社外取締役及び監査役会との間のコミュニケーションの場を設定しております。

常勤取締役に対する、会社法や会計・税務処理を含めたコンプライアンスに関する研修プログラムは、外部講師も起用し、2025 年 8 月より実施しております。

後継者計画の策定状況については、上記「Ⅱ. 組織と体制について 1. ガバナンス機能の一層の向上」に記載のとおりです。

4. 監査機能の増強

監査役室を新設し、監査役会の同意を得て常勤スタッフ 1 名を配置いたしました。

内部監査室は、人員を 1 名新たに配属し、体制を強化しております。また内部監査規程の改訂を行い、内部監査室からのレポートラインに取締役会及び監査役会を追加することで、レポートラインの複線化を実施しております。

Ⅲ. 仕組みについて

1. 不適切な内部統制の運用改善

稟議書をより実効的なものにするため、社内規程及びワークフロー設定を見直し、自己決裁、曖昧な記載や証憑の未添付を禁止しました。

2. 会社法、会計税務上の処理の正常化と再発防止のためのルール化・研修・啓蒙

特別調査委員会の調査により認識した会社法上及び会計・税務上の問題について、過去分については、是正措置が完了しており、上記「Ⅲ. 仕組みについて 1. 不適切な内部統制の運用改善」に記載の稟議

手続見直しにより、再発防止を図っております。

研修・啓蒙につきましては、2025 年 5 月に、幹部従業員を含む全社向けに、この度の事案の振り返り研修を実施しました。また、2025 年 9 月及び 10 月に、役員及び従業員向けに、コーポレートガバナンス・コード及び企業不祥事の再発防止についての勉強会を実施予定です。

3. 処分等

この度の事案に関与した元取締役全員より、既に、特別調査委員会が指摘した私的経費の全額が弁済されております。また、退任前に実施した月額報酬の減額、株式交付信託の不交付に加え、割当済の譲渡制限付株式についても、役員株式報酬規程に定める無償取得事由に該当すると判断された者に割り当てていたものは、当社にて無償取得を行いました。

4. 簿外資産（金券類・ワイン）の扱い

この度、簿外資産として認識した金券類・ワインについては、2024 年 10 月期決算において貯蔵品として資産計上を行いました。

金券類については、正当な目的と認められる業務上の経費使用時において適宜費消することで削減を進めており、その大半の処分を終える見通しが立っております。

またワインについては、売却に際し酒類販売業免許の取得が必要であるとの見解が税務当局より示され、今般免許の交付を受けましたので、今後速やかに売却を実行する予定です。

当社は引き続き、再発防止策の推進並びにコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化を実行することにより、株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上